平成２２年（フ）第６２号
新潟県新発田市舟入町１丁目１番５号　メゾンモジュールＡ―201
債務者　関口　　博
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第６３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字亀塚32番地３
債務者　渡邉　敏紘
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４２号
兵庫県加東市北野781番地　雇用促進住宅１―306
債務者　斉木　　勲
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第４４号
兵庫県西脇市大野544番地の９　市営住宅797号
債務者　谷口　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県加東市久米721番地
債務者　古田由香利
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０４号
山口県宇部市大字東岐波5300番地29　フラット丸尾202号、旧住所山口県宇部市港町２丁目４番１―２号
債務者　山口　博光
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１８５号
香川県高松市太田上町1245番地４ハイツ太田304号
債務者　藤原　明美（旧姓岡・木田）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
茨城県土浦市文京町11番９号
債務者　松永　芳次
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６８５号
名古屋市東区白壁３丁目８番６号　ファーニス白壁８Ａ号
債務者　田中　美春
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１１号
名古屋市緑区有松409番地
債務者　成田　信子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６７号
愛知県小牧市大字舟津843番地３
債務者　柴田　千里
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０２９号
愛知県瀬戸市追分町71番地
債務者　波平清美こと　尹　　清美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２２３号
愛知県半田市乙川畑田町１丁目29番地
債務者　大木　博夫
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８６号
名古屋市中村区中村町５丁目90番地
債務者　深江　康司
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１７号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘10棟809号
債務者　池田弥寿満
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０６号
仙台市宮城野区燕沢２丁目２番30号
債務者　阿部　嘉昭
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１７号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字松井田38番地３
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部